

埼玉県営水道高度浄水処理施設整備事業評価委員会設置要綱

(目的)

第1条 水道施設整備事業の評価実施要領（平成16年7月12日付厚生労働省健康局長通知）（以下「実施要領」という。）第3条第1項の規定に基づき、事業評価実施に関し、学識経験者等の第三者から意見を聴取するため、埼玉県営水道高度浄水処理施設整備事業評価委員会（以下「委員会」という。）を設置し、その組織及び運営に関して必要な事項を定めるものである。

(所掌事項)

第2条 委員会は、事業評価についての次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 評価方法に関すること。
- (2) 評価結果に関すること。
- (3) その他、必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、別紙の埼玉県営水道高度浄水処理施設整備事業評価委員会委員名簿に示す学識経験者等で構成する。

- 2 委員の任期は、令和4年3月31日までとする。
- 3 委員長は委員の中から互選により定める。
- 4 委員長に事故があるときは、委員の中から互選により、その職務を代理する者を定める。

(会議)

第4条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認める場合には、関係者の出席を求めてその説明を聴くこと、又は、関係者から資料の提出を求めることができるものとする。
- 3 全ての委員から事前に了承が得られた場合は、各委員に個別に意見を聴取することで、会議の開催に代えることができるものとする。

(設置期間)

第5条 委員会の設置期間は、令和4年3月31日までとする。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、埼玉県企業局水道企画課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、令和2年7月21日から施行する。

別紙

埼玉県営水道高度浄水処理施設整備事業評価委員会委員名簿

(五十音順、敬称略)

安藤 茂	公益財団法人水道技術研究センター 理事長
石橋 栄子	通信興業株式会社 代表取締役社長
蓮見 厚人	さいたま市水道局 局長